

令和7年度 高齢者施設における口腔衛生管理研修会 開催要領

Ⅰ 目 的

認知症対応型共同生活介護事業所（以下、認知症グループホーム）では、入居者の多くが主訴の意思表示や口腔内の自己管理が困難であるため、口腔状態が悪化しやすく、誤嚥性肺炎のリスクが高まる傾向にある。

誤嚥性肺炎の予防、及び高齢者の健康維持と生活の質の向上を図るためには、施設内における日常的な口腔衛生管理の取組が重要である。

今回、認知症グループホームの経営者・管理者、介護・看護職等の職員を対象に研修会を開催し、口腔衛生管理の重要性に対する理解の促進、適切な知識と技術の習得、歯科専門職との連携を強化することで、施設内での継続的な口腔衛生管理の推進を図る。

- 2 主 催 長崎県長寿社会課
共 催 長崎県歯科医師会・長崎県歯科衛生士会
長崎県認知症グループホーム連絡協議会
- 3 対 象 認知症対応型共同生活介護事業所の
①経営者・管理者 ②介護・看護等職員
- 4 日 時 令和7年11月5日（水）
①経営者・管理者向け 11：00～12：00
②介護・看護等職員向け 14：00～15：30
③研修終了1週間後を目途にアーカイブ配信
- 5 方 法 オンライン（Zoom）
- 6 内 容 別紙「研修プログラム日程」のとおり
- 7 申込方法 二次元コードから申込み登録をお願いします。
アーカイブ視聴を希望される場合も事前申込みをお願いします。
令和7年10月24日（金）までに申込をお願いします。

①経営者・管理者向け



②介護・看護職等職員向け



③アーカイブ配信

